

魚津市告示第68号

魚津市建設工事競争入札参加資格者選定要綱の一部改正について

魚津市建設工事競争入札参加資格者選定要綱（平成22年魚津市告示第109号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月24日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前												
第1条－第3条 （略） （入札参加資格の認定） 第4条 （略） 2 市長は、前項の規定により入札参加資格を有すると認められた者のうち、市内業者にあつては、次の各号について審査し、審査結果に数値を付するものとする。 （1） （略） （2） 補足的事項数値 次の各項目により算定された数値の合計とする。 ア 建設工事の種類別工事成績 定期受付年（随時受付にあつては、その申請により得られる入札参加資格について、第7条に規定する有効期間の満了日が同一となる定期受付年。）の前暦年<u>4年間</u>の市発注の工事成績の平均点をもとに、別表1による。 イーオ （略） 3 （略） 第5条－第11条 （略） 別表1（第4条関係） 種類別工事成績数値 <table border="1"> <tr> <th>平均点数 （過去4年間）</th><th>配 点</th></tr> <tr> <td>65点以上</td><td>（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （上限を100点とする。）</td></tr> <tr> <td>65点未満</td><td>（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （下限を-50点とする。）</td></tr> </table> 別表2－別表5 （略） 様式第1号－様式第15号 （略）	平均点数 （過去4年間）	配 点	65点以上	（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （上限を100点とする。）	65点未満	（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （下限を-50点とする。）	第1条－第3条 （略） （入札参加資格の認定） 第4条 （略） 2 市長は、前項の規定により入札参加資格を有すると認められた者のうち、市内業者にあつては、次の各号について審査し、審査結果に数値を付するものとする。 （1） （略） （2） 補足的事項数値 次の各項目により算定された数値の合計とする。 ア 建設工事の種類別工事成績 定期受付年（随時受付にあつては、その申請により得られる入札参加資格について、第7条に規定する有効期間の満了日が同一となる定期受付年。）の前暦年<u>2年間</u>の市発注の工事成績の平均点をもとに、別表1による。 イーオ （略） 3 （略） 第5条－第11条 （略） 別表1（第4条関係） 種類別工事成績数値 <table border="1"> <tr> <th>平均点数 （過去2年間）</th><th>配 点</th></tr> <tr> <td>65点以上</td><td>（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （上限を100点とする。）</td></tr> <tr> <td>65点未満</td><td>（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （下限を-50点とする。）</td></tr> </table> 別表2－別表5 （略） 様式第1号－様式第15号 （略）	平均点数 （過去2年間）	配 点	65点以上	（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （上限を100点とする。）	65点未満	（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （下限を-50点とする。）
平均点数 （過去4年間）	配 点												
65点以上	（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （上限を100点とする。）												
65点未満	（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （下限を-50点とする。）												
平均点数 （過去2年間）	配 点												
65点以上	（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （上限を100点とする。）												
65点未満	（工事成績平均点数-65点）×5により算出した数値 （下限を-50点とする。）												

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の規定は、令和 7・8 年度の入札参加資格に係る審査から適用し、令和 5・6 年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。